

第15章 1日未満で完了する作業の積算

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」という。）は、土木工事標準積算基準による。
- 2 受注者は、1日未満積算基準の対象となる施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に協議を行い、作業内容が1日未満積算基準に該当すると認められた場合には、変更設計の対象とする。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。また、実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合、災害復旧工事等で人工精算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- 6 「施工箇所が点在する工事の積算」を適用する場合は、1日未満積算基準において、別箇所として扱う。